

株 主 各 位

神奈川県横浜市鶴見区尻手2丁目1番53号
株式会社NFKホールディングス
代表取締役社長 城 寶 豊

第67期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第67期定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項**
1. 第67期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第67期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）
計算書類報告の件
本件は、上記1. 及び2. の内容を報告いたしました。

決 議 事 項

第1号議案 定款一部変更の件

本件は、原案のとおり承認可決されました。

変更の内容は、後記のとおりです。

第2号議案 取締役4名選任の件

本件は、原案のとおり城寶豊、久保田隆、田中耕、宮原英輔が選任され、それぞれ就任いたしました。

以 上

ご 参 考 第1号議案の定款一部変更の内容は次のとおりであります。
(下線は変更部分を示します)

変 更 前	変 更 後
<p>第1条 (商号) (条文省略)</p> <p>第2条 (目的)</p> <p>1. 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社の株式もしくは持分を所有することによって、またはそれ以外の方法及び形態によって、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1)各種燃焼工業用機械の設計並びに製造、販売</p> <p>(2)各種工業窯炉の設計並びに製造、販売</p> <p>(3)各種燃焼技術を活用した環境設備機器及び省エネルギー設備機器の設計並びに製造、販売</p> <p>(4)各種燃焼設備の配管、設備工事及びタイル、レンガ、ブロック工事</p> <p>(新 設)</p> <p>(5)工業所有権、著作権等の無体財産権の<u>修得及び譲渡</u>に関する事業</p> <p>(6)損害保険代理業、自動車損害賠償保険法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>(7)ビル管理、倉庫管理、清掃業</p> <p>(8)不動産の売買、賃貸借及び管理業</p> <p>(9)株式及びその他有価証券の保有、運用、金銭債権の買取り、債務の保証・引き受け及びそれらの仲立業</p> <p>(10)モーター、バッテリー等の設計並びに製造、販売</p> <p>(11)グループ会社及びその他企業への経営指導、コンサルタント業務</p>	<p>第1条 (商号) (現行どおり)</p> <p>第2条 (目的)</p> <p>1. 当社は、次の事業を営むこと並びに次の事業を営む会社の株式もしくは持分を所有することによって、またはそれ以外の方法及び形態によって、当該会社の事業活動を支配・管理することを目的とする。</p> <p>(1)各種燃焼工業用機械の設計並びに製造、販売</p> <p>(2)各種工業窯炉の設計並びに製造、販売</p> <p>(3)各種燃焼技術を活用した環境設備機器及び省エネルギー設備機器の設計並びに製造、販売</p> <p>(4)各種燃焼設備の配管、設備工事及びタイル、レンガ、ブロック工事</p> <p>(5)各種燃焼設備の導入、設置、<u>メンテナンス業務</u></p> <p>(6)工業所有権、著作権等の無体財産権の<u>取得及び譲渡</u>に関する事業</p> <p>(7)損害保険代理業、自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業及び生命保険の募集に関する業務</p> <p>(8)ビル管理、倉庫管理、清掃業</p> <p>(9)不動産の売買、賃貸借及び管理業</p> <p>(10)株式及びその他有価証券の保有、運用、金銭債権の買取り、債務の保証・引き受け及びそれらの仲立業</p> <p>(11)モーター、バッテリー等の設計並びに製造、販売</p> <p>(12)グループ会社及びその他企業への経営指導、コンサルタント業務</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(12) グループ会社、内外のベンチャー企業及びその他企業への投融資及び投融資の仲介、斡旋</p> <p>(13) 各種電気製品及びその部品の製造、販売</p> <p>(14) 産業廃棄物の処理に関する設備の開発、製造、販売及び産業廃棄物処理業</p> <p>(15) 廃棄物等を用いた代替エネルギーの生成に関する設備の開発、製造、販売及び代替エネルギー生成に関する一切の事業</p> <p>2. 上記に関連する一切の業務</p> <p>第3条～第6条 (条文省略)</p> <p>第7条(株券の発行) 当社は、株式に係る株券を發行する。</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>第9条 (単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>1. 当社の単元株式数は100株とする。</p> <p>2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、<u>単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を發行しない。但し、「株式取扱規程」に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>第10条 (単元未満株式を有する株主の権利の制限) 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>	<p>(13) グループ会社、内外のベンチャー企業及びその他企業への投融資及び投融資の仲介、斡旋</p> <p>(14) 各種電気製品及びその部品の製造、販売</p> <p>(15) 産業廃棄物の処理に関する設備の開発、製造、販売及び産業廃棄物処理業</p> <p>(16) 廃棄物等を用いた代替エネルギーの生成に関する設備の開発、製造、販売及び代替エネルギー生成に関する一切の事業</p> <p>2. 上記に関連する一切の業務</p> <p>第3条～第6条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は100株とする。 (削 除)</p> <p>第9条 (単元未満株式を有する株主の権利の制限) 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p>

変 更 前	変 更 後
<p>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>(1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3)株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>第11条 (株主名簿管理人) 1. 当社は株主名簿管理人をおく。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、<u>当社</u>においてはこれを取扱わない。</p>	<p>第10条 (株主名簿管理人) 1. 当社は株主名簿管理人をおく。 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、<u>当社</u>においてはこれを取扱わない。</p>
<p>第12条 (株式取扱規程) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。</p>	<p>第11条 (株式取扱規程) 当社の株主権行使の<u>手続</u>その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。</p>
<p>第13条～第27条 (条文省略)</p>	<p>第12条～第26条 (現行どおり)</p>
<p>第28条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>	<p>第27条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>
<p>第29条～第31条 (条文省略)</p>	<p>第28条～第30条 (現行どおり)</p>

変 更 前	変 更 後
<p data-bbox="141 172 544 223"><u>第32条（補欠監査役の選任に係る決議の効力）</u></p> <p data-bbox="211 228 544 364">補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなる。</p> <p data-bbox="141 704 359 756"><u>第33条～第47条</u> (条文省略)</p> <p data-bbox="141 787 381 839">(新 設) (新 設)</p> <p data-bbox="141 1011 381 1037">(新 設)</p>	<p data-bbox="572 172 824 198"><u>第31条（補欠監査役）</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li data-bbox="572 228 978 338">1. <u>法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <li data-bbox="572 343 978 423">2. <u>補欠監査役の選任決議の定足数は、第29条第2項の規定を準用する。</u> <li data-bbox="572 427 978 538">3. <u>第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <li data-bbox="572 542 978 678">4. <u>補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとなる。</u> <p data-bbox="572 704 790 756"><u>第32条～第46条</u> (現行どおり)</p> <p data-bbox="572 787 645 839"><u>附 則</u> <u>第1条</u></p> <p data-bbox="620 843 978 984"><u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてこれを取扱わない。</u></p> <p data-bbox="572 1014 645 1040"><u>第2条</u></p> <p data-bbox="620 1044 978 1150"><u>前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、同日の経過をもって前条および本条を削除する。</u></p>